

一般社団法人日本自費リハビリ推進協会
会員細則

令和2年2月5日制定

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本自費リハビリ推進協会（以下、「当法人」という。）の定款（以下、「定款」という。）に定められた事項のほか、当法人の会員（以下、「会員」という。）に関し必要な事項を定める。

(会員の種類及び権利)

第2条 会員は、次の各号に掲げる権利を有する。

(1) 正会員

理事及び監事を選出する権利

年次総会で発表する権利

機関誌及び広報誌の配布を受ける権利

(2) 賛助会員

①個人会員

年次総会で発表する権利

機関誌及び広報誌の配布を受ける権利

②団体若しくは法人会員

機関誌及び広報誌の配布を受ける権利

(3) 名誉会員

社員総会に立会人として出席する権利

理事及び監事を選出する権利

年次総会で発表する権利

機関誌及び広報誌の配布を受ける権利

(名誉会員等の選出)

第3条 定款第5条第1項第3号に規定する名誉会員は、会員資格審査委員会が理事会に推薦し、理事会の議を経て社員総会で承認された者とする。

(入会日)

第4条 正会員及び賛助会員の入会日は、入会申込書を代表理事が受理し、かつ当該年度会費の納入が確認できた日とする。

(退会日)

第5条 会員の退会日は、定款第8条に定める退会届の退会年月日欄に記載して

ある日とする。ただし、退会日は退会届の提出日より遡ることはできない。

(資格の復活)

第6条 定款第10条第1項第1号の規定により退会させられた者及び特別の事情により自ら退会した者は、総務委員会での審査の上、未納会費及び当該年度会費を一括納入することにより、会員の資格を復活させることができる。ただし、会員資格復活年度の選挙権、被選挙権は停止する。

(細則の変更)

第7条 この細則は、理事会の承認を受けなければ、変更することができない。

(雑則)

第8条 この細則に定める事項のほか、会員に関しさらに必要な事項は、別に定める。

一般社団法人日本自費リハビリ推進協会
会費細則

令和2年2月5日制定

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本自費リハビリ推進協会（以下、「当法人」という。）の定款第7条規定に基づき、当法人の会員の会費に関し必要な事項を定める。

(会費)

第2条 会員の会費は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 正会員：年 20,000 円
- (2) 賛助会員：年 100,000 円

(納入)

第3条 前条に規定する会費は、指定の方法で当該年度内に1年分を一括納入する。

(入会金)

第4条 入会金は20,000円とする。当法人に入会しようとする者は所定の入会申込書と共に入会金を納入しなければならない。

(納入の猶予)

第5条 正会員は、長期療養、海外留学等、やむを得ない事情があるときは、2年を限度として会費の納入猶予を申請することができる。

2 会費納入猶予を希望する者は、所定の会費納入猶予申請書を代表理事に提出しなければならない。

3 代表理事は、会費納入猶予申請書を受理したときは、理事会に諮り、その可否を決定し、申請者に通知しなければならない。

4 会費納入猶予の承認を受けた者は、その猶予期間終了後直ちに猶予期間中の会費を一括納入しなければならない。

5 会費納入猶予者は、その期間中の選挙権、被選挙権、および役員となる資格を停止する。

(免除)

第6条 賛助会員のうち別に定める認定施設にてリハビリテーションを受ける者および名誉会員の入会金及び会費の納入を免除することができる。

(細則の変更)

第7条 この細則は、理事会の承認を受けなければ、変更することができない。